

第12号議案

府中市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 府中市印鑑条例（昭和55年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等）

第21条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、第15条の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）で、市長が交付する印鑑登録証明書を出力する機能を備えたものを使用して、次の各号のいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法
- (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第59条の3第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法

第2条 府中市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第17条から第20条までを削り、第21条を第17条とし、第22条から第25条までを4条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年12月29日から施行する。

新	旧
<p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等）</u></p> <p><u>第21条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、第15条の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）で、市長が交付する印鑑登録証明書を出力する機能を備えたものを使用して、次の各号のいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法</u></p>	<p><u>（個人番号カードによる印鑑登録証明書の申請等）</u></p> <p><u>第21条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、第15条の規定にかかわらず、民間事業者が設置する端末機で、市長が交付する印鑑登録証明書を出力する機能を備えたものに個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により提供される利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>

新

旧

(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第59条の3第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法

付 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年12月29日から施行する。

新	旧
<p>(印鑑登録証の交付等)</p> <p>第 8 条 省 略</p> <p>2 印鑑登録証には、登録番号を記載する。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(印鑑登録証の交付等)</p> <p>第 8 条 省 略</p> <p>2 印鑑登録証には、登録番号を記載し、又は記録する。 <u>(自動交付機による印鑑登録証明書の申請等)</u></p> <p>第 1 7 条 <u>印鑑登録の証明を受けようとする者は、第 1 5 条の規定にかかわらず、市の電子計算組織に結合する住民票の写し等を自動的に発行し、交付する機械(以下「自動交付機」という。)に印鑑登録証を使用して、次条に規定する暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p><u>(暗証番号の登録)</u></p> <p>第 1 8 条 <u>印鑑登録者は、前条の規定により自動交付機による印鑑登録の証明を申請しようとするときは、暗証番号の登録をあらかじめ自ら市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第 4 条の規定は、暗証番号の登録申請の確認について準用する。この場合において、同条第 1 項中「印鑑登録」とあるのは「暗証番号の登録」と、「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録申請者」と、同条第 2 項及び第 3 項中「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録申請者」と、同条第 4 項中「印鑑の登録」とあるのは「暗証番号</u></p>

新

旧

(削除)

の登録」と読み替えるものとする。

- 3 第5条の規定は、暗証番号の登録について準用する。
この場合において、同条の見出し中「印鑑の登録」とあるのは「暗証番号の登録」と、同条中「登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録申請者」と、「印鑑」とあるのは「暗証番号」と読み替えるものとする。

(暗証番号の変更)

- 第19条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑登録者（以下「暗証番号登録者」という。）は、その登録を受けた暗証番号（以下「登録暗証番号」という。）を変更しようとするときは、自ら市長に登録暗証番号の変更を申請しなければならない。

(暗証番号の廃止)

- 第20条 暗証番号登録者は、登録暗証番号を廃止しようとするときは、市長に申請しなければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する申請をすることができないときについて準用する。

第21条～第25条 省略

第17条～第21条 省略
付 則

新

旧

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年12月29日から施行する。